

政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金交付要綱

平成10年 5月12日 郵国協第8号
一部改正 平成12年12月20日 郵国協第3052号
一部改正 平成19年 7月11日 総基協第168号
一部改正 平成21年 4月15日 総情国第21号

(通則)

第1条 政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、放送番組を収集し、改編し、及び保管して、開発途上国の提供の用に供する国際番組ライブラリー運用事業（以下「補助事業」という。）に係る経費を国が補助することにより、開発途上国に対する放送における技術協力基盤の強化を図り、我が国の経済協力をより有効ならしめることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 総務大臣（以下「大臣」という。）は、前条の目的を達成するため、次に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う補助事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- (1) 会社
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) その他大臣が適当と認める法人

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、当該補助事業者に対して補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び当該補助対象経費の費目は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を

行い、様式第2による補助金交付決定通知書をもって補助事業者へ通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。
- 3 補助金交付を決定する場合における決定額の下限は、35,000千円とする。
- 4 大臣は、第1項の場合において、交付の目的を達成するため必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

- 第6条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。
- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の経理等)

- 第7条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかななければならない。

(計画変更の承認等)

- 第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、様式第3による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りでない。
 - ア 補助事業の実施時期、実施期間又は人員を変更する場合で、補助事業の目的の達成に支障を及ぼさないもの
 - イ 改編すべき番組のうち一部の番組を変更する場合
 - (2) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分のいずれか低い額の20パーセント以下の流用の場合を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(事故の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに様式第4による事故報告書を大臣に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、大臣の要求があったときは、補助事業の遂行状況及び収支の状況について様式第5により大臣に報告しなければならない。

(年度内に完了しない場合)

第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない恐れが生じた場合は、その状況及び理由並びに将来の見通しを記載した報告書を速やかに大臣に提出してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた日を含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第6による政府開発援助通信・放送国際協力振興事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、各補助事業ごとにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第2項の規定により交付の決定の内容を変更をした場合には、変更後の内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の交付すべき補助金の額は、補助対象経費の費目ごとの実績額と交付決定額のいずれか少ない額とする。

3 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、次条第1項ただし書の規定により、既にその額を超える補助金が支払われているときは、その超える部分の返還を命ずる。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令をした日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納にかかる期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付の決定の後に概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第15条 大臣は、第8条第1項第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認をするときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 大臣は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他適正化法又はこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 3 補助事業者は、大臣が前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消し部分に関し、既に補助金の支払を受けているときは、大臣の定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

- 4 大臣は、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の支払を受けた日から納付の日までの期間において、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。

（契約）

第16条 補助事業者は、補助対象経費の遂行に係る契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の遂行上一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合においては、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（財産の管理等）

第17条 補助事業者は、補助金によって取得した設備等（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、外国語版のマスター・テープを取得したときは、様式第8による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

- 3 補助事業者は、当該年度に外国語版のマスター・テープを取得したときは、様式第9による取得財産等明細表を実績報告書に添付して提出しなければならない。

- 4 補助事業者は、その管理に係る取得価格が500千円以上の取得財産又は外国語版（放送番組を改編しMEトラック及び外国語トラックを付したものをいう。以下同じ。）のマスター・テープを滅失し、又はき損したときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

- 5 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第18条 補助事業者は、取得価格が500千円以上の取得財産又は前条第2項の

規定により取得した外国語版のマスター・テープを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

2 前条第5項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（申請書等の提出部数）

第19条 この要綱に定める書類の提出部数は一部とする。

（その他必要な事項）

第20条 補助金の交付に関するその他の必要な事項は、大臣が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年5月12日から施行する。

附 則（平成12年12月20日 郵国協第3052号）

- 1 この要綱は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の要綱によりした処分、手続その他の行為は、本要綱中にこれに相当する規定があるときには、本要綱の規定によりしたものとみなす。

附 則（平成19年7月11日 総基協第168号）

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則（平成21年4月15日 総情国第21号）

- 1 この要綱は、平成21年4月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金が交付又は交付決定されている海外通信関係技術協力事業については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の日前の要綱によりした処分、手続その他の行為は、本要綱中にこれに相当する規定があるときには、本要綱の規定によりしたものとみなす。

別表（第3条関係）

国際ライブラリー運用事業

補助対象経費	補助率	費 目	説 明
国際番組ライブラリーの運用に係る経費	定 額	海外ニーズ調査費	航空賃（補助事業者の旅費規程による） 日当（同上） 宿泊料（同上） 支度料（同上） 旅行雑費（同上） 調査旅費（鉄道賃、当該国内航空賃） 資料購入費、同返送費 車両借上料（原則として1台とし、借上期間は調査期間の8割以内とする。） 通訳雇用費（原則として1人とし、雇用期間は調査期間の8割以内とする。） 会議費（現地関係期間との打合せ会議費） 通信費、外貨交換手数料
		番組改編費	放送番組の外国語版及び外国語台本を制作するために要する経費
		特認経費	大臣が必要と認める経費

様式第1（第4条関係）

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

〇〇年度政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金交付申請書

政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金交付要綱第4条の規定により上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称
国際番組ライブラリー運用事業

2 補助事業の内容
(1) 海外ニーズ調査
調査の対象国、対象機関、調査項目、実施時期、派遣員氏名
(2) 番組改編
改編の対象となる放送番組名及び実施時期

3 交付申請額

補助基本額（円）	補 助 率	補助金額（円）
	定 額	

4 補助基本額の経費の配分及び積算内訳

費 目	金 額（円）	積 算 内 訳
海外ニーズ調査費		別紙のとおり
番組改編費		
特認経費		
合 計		

5 補助事業の完了予定年月日

記 番 号
年 月 日

〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 殿

総務大臣
〇 〇 〇 〇 印

補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号をもって申請のあった〇〇年度政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項（及び第2項）の規定に基づき、下記のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助事業の名称 国際番組ライブラリー運用事業
- 2 補助金の額
- 3 補助事業の内容、経費の配分等 別紙のとおり
- 4 政府開発援助・通信放送国際協力振興事業費補助金交付要綱（平成10年5月12日付け郵国協第8号。以下「交付要綱」という。）第8条の規定により交付の決定の内容を変更した場合には、上記にかかわらず、補助金の額等は別に通知するところによる。
- 5 補助事業の実施に当たっては、交付要綱に定めるところによるほか、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）の定めるところに従わなければならない。

注 別紙は、補助金交付申請書（様式第1）の記の様式に準ずる。

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

〇〇年度政府開発援助通信・放送国際協力振興事業（〇〇〇〇）計画変更
承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業を
下記のとおり変更したいので、政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金交付要綱
第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 計画の変更の内容
- 3 計画の変更を必要とする理由
- 4 計画の変更が補助事業に及ぼす影響
- 5 計画変更後の経費（補助事業に要する経費及び補助対象経費）の配分及びその算出基礎
（新旧対比のこと。）

（注）中止又は廃止の場合には、中止後又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて
申請すること。

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

〇〇年度政府開発援助通信・放送国際協力振興事業（〇〇〇〇）事故報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業に係る事故について、政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事故の内容及び原因
- 3 補助事業の現在の進捗状況
- 4 事故に係る金額
- 5 事故に対して執った措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

○○年度政府開発援助通信・放送国際協力振興事業（○○○○）状況報告書

○○年○○月○○日付け○○○第○○号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実績概要
- 3 補助対象経費の区分別の実績概要

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

〇〇年度政府開発援助通信・放送国際協力振興事業（国際番組ライブラリー）
実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって交付決定通知を受けた上記補助事業について、政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日
- 2 補助事業の内容及び成果
事業実績報告書に記載のとおり。

補助対象経費の費目	交付決定額	流 用 額	流 用 後 計 画 額	実 績 額
海外ニーズ調査費				
番組改編費				
特認経費				
計				

注1 本文中不要の文言を消すこと。

注2 事業報告書には、事業の内容、方法、期間その他必要と認められる事項を記載すること。

注3 添付書類は、事業の成果、補助対象経費の支出（未払のものを含む。）に関する明細その他必要と認められる資料とする。

記 番 号
年 月 日

総 務 大 臣
○ ○ ○ ○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名 印

○○年度政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金精算払請求書

○○年○○月○○日付け○○○第○○号をもって額の確定通知を受けた上記補助事業について、政府開発援助通信・放送国際協力振興事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 精算（概算）払請求金額（単位は円とし、算用数字を使用すること。）

（注）

- 1 概算払の場合は、「精算払請求書」を「概算払請求書」に、「額の確定通知」を「交付決定通知」とする。
- 2 概算払の場合は、上記事項の他、請求金額の算出内訳及び概算払を必要とする理由を記載すること。

様式第8（第17条関係）

取得財産等管理台帳（〇〇年度）

（単位：円）

番組名	取得年月日	時間（分）	金額	保管場所	備考

- （注） 1 対象となる取得財産等は、当該事業年度において取得した財産とする。
2 取得年月日は、検収年月日とすること。

様式第9（第17条関係）

取得財産等明細表（〇〇年度）

（単位：円）

番組名	取得年月日	時間（分）	金額	保管場所	備考